

暮らし

市役所駐車場は24時間利用可能に

▶ **利用時間改定日** 6月1日(水)

曜日	時間	料金	
平日	午前8時15分 ～午後5時半	最初の1時間	400円
		以降1時間毎	150円
	午後5時半 ～午前8時15分	最初の1時間	300円
		以降1時間毎	150円
土・日、 祝日	終日	最初の1時間	300円
		以降1時間毎	150円

※市庁舎に用事がある場合は、用事先で減額手続きをすると、最初の1時間が100円になります。

(管財課 ☎328-2141)

西熊本駅自転車駐車場をご利用ください



JR鹿児島本線西熊本駅にサイクル&ライド(※)などに利用できる自転車駐車場を設けています。JRに加えてバス(東バイパスライナー)も利用できます。

自転車と公共交通機関を組み合わせ、スマートに通勤・通学しませんか。

▶ **利用時間** 24時間(7日以上長期放置は条例に基づき移動します。平成自転車保管所で移動保管料1,500円をいただいたうえで返却します)

▶ **駐車車種** 自転車、125cc以下のバイク

▶ 注意事項

- ・駅前広場は自転車を押して通行してください。
- ・自転車駐車場以外の場所に自転車を放置しないでください。
- ・現地の利用案内を了承のうえ利用してください。

※サイクル&ライドとは、これまで自家用車で直接目的地まで移動していたものを、自転車と公共交通の組み合わせに転換することです。(自転車対策室 ☎328-2259)

ガソリンなどの危険物は安全に扱しましょう

6月5日(日)～11日(土)は「危険物安全週間」です。石油類などの危険物は、工場などで広く利用され、生活に深く浸透し、その安全の確保は重要です。

危険物とは…

消防法で定められているもので、一般的に次のような性質を持った物品のことです。

- ①火災発生の危険性が大きい
- ②火災拡大の危険性が大きい
- ③消火の困難性が高い

わたしたちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料などがあり、火を近づけると燃えるものです。もう一度、使用している危険物の安全を確認しましょう。

“平成28年度危険物安全週間推進標語”

「危険物 決めろ無事故の ストライク」

(消防局指導課 ☎363-7173)

遺跡地図(埋蔵文化財包蔵地)の範囲が変更になりました

▶ **変更日** 5月1日(日)

▶ **対象遺跡** 竜田内遺跡群、夢の上箱式石棺、池田城跡、中尾丸城跡、大江遺跡群、鱸瀬山ノ神遺跡、西六反割遺跡

▶ 変更後範囲閲覧場所

埋蔵文化財調査室(市庁舎8階)

(埋蔵文化財調査室 ☎328-2740)

金婚夫婦表彰の受付を行います

▶ **対象** 昭和41年中に婚姻を届け、夫婦とも存命の方

▶ **申込み** 6月1日～7月29日までに本籍地で取得した戸籍謄本または戸籍抄本を持って区役所福祉課、総合出張所、出張所へ

■熊日金婚夫婦表彰

▶ **日時** 9月1日(木) 午前10時

▶ **場所** ホテル日航「阿蘇の間」
(高齢介護福祉課 ☎328-2347)

調理師試験は中止します

今回の熊本地震の影響を受け、平成28年度熊本県調理師試験は中止することとなりました。

なお、試験を実施する場合は、期日や場所、その他必要な事項について再度お知らせします。

(食品保健課 ☎364-3188)

はかりの定期検査は中止します

計量器定期検査については、熊本地震のため当分の間、実施を延期します。

(計量検査所 ☎369-0610)

選挙人名簿・在外選挙人名簿を確認できます

次の期間に名簿の縦覧を行います。登録に異議のある方は、この期間中に印鑑を持って区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)に申し出てください。

▶ **期間** 6月3日(金)～7日(火)

▶ **時間** 午前8時半～午後5時

▶ **場所** 区役所総務企画課

詳しくは、区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)へ。

税

6月は市民税第1期の納期です

支払いには便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申込みください。

(納税課 ☎328-2204)

個人市・県民税(個人住民税)の納税通知書を6月上旬に送付します

▶ 課税の対象となる方

- ・平成28年1月1日現在、市内にお住まいの方で、平成27年中の所得などの状況により課税される方
- ・区内に「家屋敷」または「個人事業用の事務所・店舗等」を有する方で、その区内に住所がない方

※1月2日以降に転入した方は、平成28年度分までは転入前の市区町村で課税されます。

※1月2日以降に亡くなった方は、平成28年度分までは課税されますので、相続人代表者へ送付します。

※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税額」とは「個人市・県民税額」のことで、同じものです。

詳しくは、区役所税務課へ。

住まいの耐震診断をしませんか?

自身の生命や地域の安全を守るために、住宅の耐震化はとても重要です。本市では、昭和56年以前に建てられた戸建木造住宅の耐震診断や耐震改修への補助を行っています。まずは、住まいの耐震診断をしませんか。



耐震診断(一般診断)

住宅の床下と天井裏などから、目視で調査を行い、図面や聞き取りから得られた情報と合わせて、耐震性の有無を診断します。

▶ **診断に要する費用** 一戸あたり 5,500円

▶ **募集戸数** 136戸程度(先着順)

▶ **申込開始日** 6月9日(木)

耐震性なし

補強計画・設計

耐震改修工事の補強案と設計図の作成にかかる費用の一部を補助します。

▶ **補助額** 費用の2/3以内
(一般診断から上限額10万円、精密診断から上限6万4千円)

▶ **募集戸数** 33戸程度(先着順)

申込受付中

耐震性なし

耐震改修工事

耐震改修工事とその工事監理にかかる費用の一部を補助します。

▶ **補助額** 費用の1/2以内
(上限額60万円)

▶ **募集戸数** 31戸程度(先着順)

申込受付中

耐震診断(精密診断)

一般診断より詳細な調査を行います。

▶ **補助額** 費用の2/3以内(上限額8万6千円)

▶ **募集戸数** 2戸程度(先着順)

▶ **申込開始日** 6月9日(木)

対象となる住宅の条件

- ・昭和56年5月31日以前に着工した戸建木造住宅。
- ・市内にあり、人が住んでいるまたは住む見込みがある平屋建てもしくは2階建てのもの など

※被災の程度によっては受付できない場合もあります。

※着手する前に申請が必要です。すでに着手あるいは完了しているものは補助できません。

詳しくは、建築物安全推進室(☎328-2449)へ。